

増値税に関する新政策案内

担当：王 小煥・徐・平出

営改増の実施に伴う増値税の徴収問題を更に明確にするため、国家税務総局が《営改増関連の徴税問題を明確にする公告》(2017年11号公告)を公布しました。

- 納税人が自社生産貨物の販売と同時に建築や設置サービスを提供した場合、貨物とサービスの販売を区分して、それぞれ異なる税率で処理する。

増値税納税人がプレハブ住宅、機械設備、鉄骨材などの自社生産貨物の販売と同時に建築や設置サービスを提供した場合、《営改増試行地点実施弁法》(財税[2016]36号)第40条規定の混合販売には該当せず、貨物とサービスの販売を区分して、それぞれ異なる税率で処理する旨を規定しています。

- 建築業は小規模納税人であっても専用発票を自己発行できる試験業種とする。

2017年6月1日から建築業は小規模納税人であっても、「専用発票」を自己発行できる試験業種とされます。月間の売上が3万元(または四半期売上が9万元を超える)を越えた建築業増値税小規模納税人が建築サービスや貨物の販売あるいはその他の増値税範疇の業務を提供した場合、新增値税発票管理システムを使って、増値税専用発票を自己発行することができる旨を規定しています。これにより、小規模納税人で専用発票の自己発行が出来る業種は宿泊業、鑑定諮詢業と今回追加された建築業の3業種になります。

※ 月間売上3万元以下の事業者は増値税が免除

- 納税人が2016年5月1日以前に発生した営業税関連業務で発票を補填発行する必要がある場合、2017年12月31日までは増値税普通発票の発行が可能(特別な規定がある場合を除く)

ここでいう補填発行の必要な状況は下記のとおりです。

- ① 営業税申告がすでに完了していて、発票未発行の場合
- ② 営業税申告・発票の発行がともに完了していて、その後、売上返品または売上値引き、発票発行誤謬、課税サービス停止等が発生したことにより赤字発票、専

用発票を再発行する必要がある場合

③ 営業税の追徴が完了したが発票未発行の場合

■ **増値税発票の認証期限を 180 日から 360 日に延長**

増値税一般納税人が取得した 2017 年 7 月 1 日以後に発行された増値税専用発票と車両統一発票の仕入税額控除のための認証期限を、発行日から起算して 360 日内までに延長し、規定の納税申告期限内に主管国税局に仕入税額控除申告を行うべき旨を規定しています。

また、増値税一般納税人が 2017 年 7 月 1 日以降に発行された税関輸入増値税専用納税書についても、発行日から起算して 360 日以内に国税の申告システム上で《税関納税完了証明控除リスト》の記載内容を申告して、照合申請を行います。国税局はその情報を税関から取り寄せた納付データと照合して、両者が一致した場合は仕入増値税としての控除ができることとなります。

なお、2017 年 6 月 30 日以前に発行された増値税控除証憑は、従来どおり 180 日以内での認証が必要ですので注意が必要です。

以上